

2025年12月25日

事業所事務長 様  
実務担当責任者 様

人事総務課長

## 通勤手当の非課税限度額の引上げによる

### 「アルバイト給与支払台帳（組合様式63）」改定の件

日頃のご奮闘に敬意を表します。

さて、この度所得税法施行令の一部改正がおこなわれ、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

つきましては、「アルバイト給与支払台帳（組合様式63）」を別紙のとおり改定しましたので今後は新しい帳票を使用し給与支払いをおこなってください。新帳票は、1月に組合ホームページへ掲載する予定です。

なお、現在旧帳票を使用し給与支払いをおこなっている場合は今年分については旧帳票を使用していただいても構いません（通勤手当非課税限度額にご留意ください）。

ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

## 記

### 1. 改正後の通勤手当非課税限度額（1ヶ月当たり）

		改正後	改正前
自転車 自動二輪／原付 自動車	片道 55 km以上	38,700 円	31,600 円
	片道 45 km以上 55 km未満	32,300 円	28,000 円
	片道 35 km以上 45 km未満	25,900 円	24,400 円
	片道 25 km以上 35 km未満	19,700 円	18,700 円
	片道 15 km以上 25 km未満	13,500 円	12,900 円
	片道 10 km以上 15 km未満	7,300 円	7,100 円
	片道 2 km以上 10 km未満	4,200 円	同左
	片道 2 km未満	全額課税	同左

### 2. 連絡先

人事総務課 今泉 Tel086-444-4321（内線 103）

以上